



病児対応型

病児保育事業が始まります

「子どもの体調が悪く保育園や幼稚園、学校に通わせることができない・・・でも、どうしても仕事が休めない」そんなときに、一時的に子どもを預けることができます。病気の治療は行いません。

☎ 幼稚園・保育園課
995-1822

病児対応型病児保育

病院・保育所等に付設された専用スペースで、病児を一時的に保育します。

病児とは当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないため、集団保育が困難な乳児・幼児又は小学生のことです。

対象児童

保護者の勤務の都合など、社会的にやむを得ない理由で家庭での保育が困難な、次のいずれかに該当する病児

- ①市又は市と広域事務委託契約を締結している市町に住民登録があり、満6か月を超える乳児・幼児と小学校に就学している児童
- ②市内の保育所等（保育園・こども園・小規模保育所・認可外保育施設・幼稚園）に通園している満6か月を超える乳児・幼児

利用料

無料

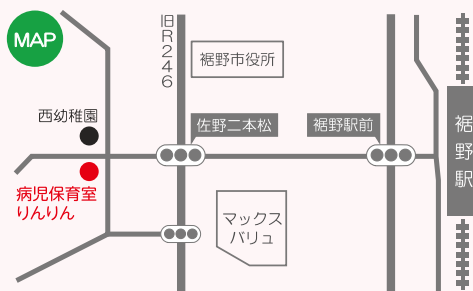
実施施設・時間

場所／病児保育室りんりん

佐野1471-1（鈴木医院2階）

時間／8時30分～17時15分まで

（平日のみ・医院の休診日を除く）



対象となる症状

発熱・下痢・咳・学校指定伝染病など（新型コロナウイルス感染症、麻疹、水痘、結核、流行性角結膜炎、などを除く）

当面、症状が急変しない症状に限ります。症状により預けることができない場合もあります。

子育て短期支援事業（ショートステイ）が始まります 児童虐待の低減を目的に事業開始



保護者の病気や冠婚葬祭、育児疲れ、育児不安などのために一時的に家庭で児童の養育が困難になった場合などに、一定期間宿泊でお子さんを預かる事業です。また、児童の親のレスパイト（休息）の場を用意することで、児童虐待の低減につなげます。

☎ 子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点） 995-1862

対 市内に居住し、かつその保護者が次のいずれかに該当する人

- ①疾病
- ②育児疲れ、育児不安、慢性疾患時の看病疲れなどの身体上または精神上の理由
- ③出産、看護、事故、失踪等の家庭養育上の理由
- ④冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な理由
- ⑤その他、一時的に家庭において養育できない場合

期 利用できるのは（養育・保護の期間は）原則7日以内です。 ※必要があると認めた場合は、必要最小限の範囲内で延長を可とします。

所 児童養護施設等 ※施設の場合は、入所状況により利用できない場合があります。

費 1日あたり0円から5,400円（市民税の課税状況により異なります）、その他預かり期間中に発生した実費分。

申 利用したい児童の保護者が子ども家庭総合支援拠点へ申し込んでください。



利用手続きの流れ

1. 事前登録

ネット予約サービス『あずかるこちゃん』で『病児保育室りんりん』を利用登録

- 初めて『あずかるこちゃん』を利用する人は、アカウントを作成してください。
- 利用の可能性がある人は、事前に利用登録をお願いします。直前の登録では利用までに承認が間に合わない場合があります。



②『あずかるこちゃん』で予約(予約の受付は、利用前日の正午～当日の11時まで、ただし当日8時以降の予約は電話連絡が必要です)

③予約が確定したら、利用者にメールなどで通知します。予約の確定は、利用当日の朝になることがあります。

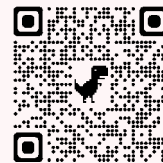
2. 利用予約

①利用前にかかりつけ医などの医療機関を受診し、『医師連絡票』の記載を依頼(発行手数料は利用者の負担)

3. 利用当日(受付8時30分開始、お迎え17時15分まで)

利用申込書・医師連絡票・健康保険証・乳幼児/こども医療費受給者証・お薬手帳などをお持ちください。

- そのほかの持ち物などは、施設の詳細ページまたは市公式ウェブサイトをご覧ください。



病児保育室
りんりん

愛称を募集します

旧いきいきホーム跡地に子ども家庭総合支援拠点を設置

令和5年3月に福祉保健会館に設置した「裾野市子ども家庭総合支援拠点」をより多くの人に知ってもらい、親しみをもって利用してもらえるように愛称を募集しています。詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

子育て支援課 995-1841



期 4月17日(月)

他採用愛称の発表は受賞者本人に通知するとともに、5月に開催するオープニングセレモニー内で発表します。

